

様式第2号（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成26年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会 第1回会議	
開催日時	平成26年6月27日（金） 午後2時27分～3時18分	
開催場所	川島町役場別館第1会議室	
議題	(1) 会議の公開について (2) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について (3) 質問事項 ・個人情報の取扱いに伴う本人通知について (4) 報告事項 ・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について (5) その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委員	矢内 大介、田中 壽男、佐々木 美代子、爲谷 健一 森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 細谷 克己、山崎 勝義、江間 裕一、三角 和徳
配布資料	資料1 川島町個人情報保護条例（抜粋） 資料2 本人通知の規定に関する資料 資料3 平成25年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況	

審議会等の内容・概要

1 開会

2 あいさつ 三井 俊秀 会長
田中 壽男 委員

3 議事

(1) 会議の公開について

・個人情報を含む内容の審議ではないことから公開と決定した。

(2) 会議録記録方法及び会議録署名委員の指名について

・会議録は発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録署名委員は会長の指名により、佐々木美代子委員及び爲谷健一委員に決定した。

(3) 諒問事項

事務局から、今回の諒問事項3件について説明。いずれも保有個人情報の外部提供に伴う本人への通知を省略することについて、審議会の意見を聞くもの。

①教育委員会教育総務課から子育て支援課への外部提供の際の本人通知について

町の子育て支援課が所管している子育て支援医療費の支給にあたり、学校・幼稚園等で加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支給と重複がないかチェックするため、教育総務課から子育て支援課へ情報提供を行う。

子育て支援課として、教育総務課から災害共済給付金申請者のデータ提供を受ける以外に二重支給をチェックする方法がないため、今回の提供となった。

本人通知を省略する理由は、外部提供の目的が、二重支給を防止することであり、情報の提供により本人に不利益を生じさせるものではないこと、町の不要な支出を避けるためのものであり、町ひいては町民の利益につながるものであることが挙げられる。

②警察署に高齢者情報を提供する際の本人通知について

オレオレ詐欺の予兆電話の予防啓発のため、高齢者の連絡先の情報提供について東松山警察署長から依頼があった。警察署では提供された情報を基に高齢者宅に赴き面接を実施する。町はこの依頼に応じ、平成26年4月28日に住民

基本台帳システムから抽出した5, 641名分の高齢者情報を提供した。

本人通知を省略する理由として、町民の財産や生命を守ることを目的しており、情報提供することが本人の利益となること、本人通知をするとした場合、通知に係る費用や事務量が多く、事務処理の効率性が損なわれることが挙げられる。

③警察署に避難行動要支援者名簿を提供する際の本人通知について

災害対策基本法改正により、災害が発生してから慌てないで済むよう、日頃から避難支援が必要な方の情報を共有するため避難行動要支援者名簿を作成することになった。ただし、町では避難行動要支援者名簿はまだ作成していないため、町が現在保有している災害時要援護者台帳のデータ722名分を警察に提供する予定である。

本人通知を省略する理由は、上記②と同じである。

〈①について〉

【委 員】二重支給を防止する他の方法はないか？

【事務局】災害共済給付金の申請は、学校から教育委員会、スポーツ振興センターという流れで行われるため、町長部局で申請状況等は把握できない。

本人に確認はしているが、悪意をもって災害共済給付金と子育て支援医療の両方に申請すれば、二重支給となってしまうおそれがある。

【委 員】教育委員会が情報収集する際に、子育て支援課へ情報提供することについて事前に同意を得ることはできないのか？

【事務局】来年度からは加入する際に同意を得るようにする予定である。

今年度は既に加入申込は終わっており、申請の際に情報提供の同意を得るとなると、そのことが条件になってしまるのは申し訳ないので行わない。

【委 員】提供する項目の中で、「傷病名」は必須か？

傷病名は、一般的に個人情報保護上、とりわけ扱いに注意すべきと言われている情報である。懸念されるのは、差別の対象になるような病気や遺伝的、先天的な病気の場合である。

【事務局】子育て支援課に届くレセプト情報と照合するため、傷病名が必要である。

また、災害共済給付金の対象となるのは、事故等による怪我が主なものであ

る。先天的な病気等によるものは対象にならないと思われる。

【委 員】実際にスポーツ振興センターの請求事務を行っているが、川島町の場合、子育て支援医療の受給者証を提示すれば窓口負担がゼロであるので、その旨を申請書に記載して請求している。これにより、スポーツ振興センターから支給されるのは差額のみであり、二重支給されるということはありえない。

【事務局】現物支給対象以外の医療機関にかかった場合、一時的に医療費を立て替えてその分を町に請求することになる。その際に、スポーツ振興センターにも請求できてしまうようである。ケースとしては少ないとと思うが発生しうる状況であり、適正な支出をするために埼玉県から対応を求められている。

【委 員】本人に特段の不利益が生じないのであれば問題ない。

〈②、③について〉

【委 員】特に問題はない。むしろもっと協力してもよいと思う。

【委 員】警察署への情報提供については、本人の財産、生命を守るためにもので、本人の不利益にはならないことから問題ない。

【委 員】警察は一軒一軒電話するのか？警察を語ったオレオレ詐欺も多く発生しているようである。

【事務局】町から提供する情報に電話番号はない。警察を語った詐欺があることは承知しており、十分注意しているようである。また、現在「迷惑電話防止チェック一」というものを配布し対応しているようである。

【委 員】オレオレ詐欺は年金支給月に多い。東松山警察署からは管内でオレオレ詐欺の予兆電話があった場合には、管内の金融機関にFAXが送信される。

【委 員】特定の範囲で情報を持っていても意味がない。地域の安心、安全のためにも情報提供は必要である。

【委 員】オレオレ詐欺の事件に遭われた方から弁護士への相談も多い。1件でも被害を減らすためにも、警察等の取組に対しては積極的に協力してほしい。

【会 長】今回、諮問された3件の本人通知を省略することについて、当審議会としては問題ないということとしたい。

【事務局】今回の本人通知に関する規定について、近隣団体の規定を調べた。川島町と同じく審議会の意見を聞くとしているのは東松山市のみであり、実施機関の判

断で本人通知を省略できるとしている団体が多い。

【会長】審議会の意見を聞くことについて、その都度審議会を開くのも大変なので、できれば実施機関が正当な理由を判断してほしい。今回の答申を踏まえて審議会への諮問を省いて、今回と同じく本人の利益のためという目的であれば、審議会への諮問を省いていただきたい。

それ以外の理由であれば、審議会を開催して意見を聞いてほしい。

また、審議会の意見を聞くという条例の規定については、今後の条例改正の際に検討してほしい。

(4) 報告事項

・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料3に基づき平成25年度の件数等について説明。

【委員】平成24年度は50件もあったとのことだが、理由は?

【事務局】庁舎建設に関する請求が多かったため、全体の件数も多かった。

【委員】新庁舎建設の関係で不開示となっている案件もあるが、理由は?

【会長】不開示のうち不存在となっているのは、そもそも文書自体がないということである。それ以外の不開示については、条例に不開示とする場合が規定されており、その規定に該当したためだと思われる。

【事務局】会長の説明のとおり、不開示とする場合について条例に規定があり、町が行う業務の中で、公にすることによりその事務又は事業の性質上、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについてもそのひとつである。

新庁舎建設については、開示することにより業務に支障が生じる情報もあるため、不開示となった案件がある。

4 その他 事務局から事務連絡

5 閉会 総務課長

署名	鴻谷健一 佐々木美代子	印
		印